

## 塩谷町長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町長（町長を代理するものを含む。）が町の業務に関連して行う対外的な交際活動に必要な費用について、その適正な管理と運用を図ることを目的とする。

### (責務)

第2条 町長は、交際費の支出にあたって、支出内容や相手方について、社会通念上妥当な範囲内で、かつ必要最小限の金額となるよう努めるものとする。

### (支出基準)

第3条 交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとし、別表に定める範囲内で支出するものとする。

- (1) 会費 研修会、各種会合等の出席に係る経費
- (2) 慶祝費 総会、式典、祝賀会等の出席に係る経費
- (3) 弔慰金 葬儀における香典、供花等に係る経費
- (4) 見舞金 病気、災害、事故等に対する見舞いに係る経費
- (5) 贈答 土産品等外部との交際に要する経費
- (6) その他 前各号に定めるもののほか、行政に係る渉外等に際し、特に必要と認められる経費

2 前項の規定にかかわらず、交際費の支出に際し、別表により難しい場合は、その都度協議し、社会通念上妥当な範囲において支出することができるものとする。

### (公開)

第4条 交際費の支出に係る公表は、毎月行うものとし、原則として当該月分を翌月末日までに塩谷町ホームページ上に掲載するものとする。

- 2 公開する支出内容に、個人に関する情報であって、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあつては、これを除くものとする。

### (見直し)

第5条 交際費の支出内容及び支出額は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交際費の支出及び公開に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。